

令和5年度 味野中学校 校内ルール

令和5年4月1日

周りから見られているという意識を常にもち、教育公務員としてふさわしい言動を心掛ける。

わいせつ行為

- ・ 携帯・スマホは、原則教室に持ち込まない。また、生徒・保護者との私的なメールや SNS によるやりとりは原則、禁止とする。番号やアドレスの交換も禁止とする。
- ・ 自分の車に生徒を乗せない。緊急やむを得ない場合も、必ず管理職に報告する。
- ・ 教育相談や生徒指導面等で生徒と面談する場合は、原則複数で、同性の教員を入れて行う。特別な事情の場合は、管理職や同僚に告げてから行う。また、面談は、密室で1対1の対応は行わない。
- ・ 不必要な身体接触はしない。

体罰

- ・ 生徒をたたいたり、長時間立たせたりするなど、肉体的な苦痛を与えるような懲戒は行わない。
- ・ 自分が体罰を行ったかもしれないと思ったときは、直ちに管理職に報告する。また、同僚の指導が行き過ぎていて感じた場合も直ちに管理職に報告する。

情報管理（スマホ・USB・成績・調査書等）

- ・ 成績などの個人情報、できるだけ校外に持ち出さないようにする。仕方なく持ち出す場合は、必ず管理職の許可を取り、市教委から配布されているセキュリティ付きUSBを使用する。
- ・ セキュリティ付きUSBの利用は、データ移動用と考え、データを長期間残さない。また常時管理できる範囲内に所持する。

飲酒トラブル

- ・ 飲酒をした場合、量の多少に関わらず、絶対に車両（自転車を含む）を運転しない。翌日に勤務や車の運転の機会がある場合、酒気が残る場合がある。酒量や時間を考える。（8時間には個人差あり）
- ・ やむを得ず車で行った場合は、同席者に帰宅方法を告げておく。飲酒運転を行わないように、お互いに声を掛け合い注意する。
- ・ 酒席での言動には、十分注意する。

交通事故・違反

- ・ 交通事故を起こした場合は、被害者の生命 safety の確保を最優先する。
- ・ 軽微な場合も直ちに警察に届ける。また、校長に速やかに事故の状況等を報告する。

公金等取り扱い

- ・ 学年費やバス代などの公金は、校内では金庫に保管するが、速やかに支払を済ませる。長期間保管が必要な場合は、口座に入金することを原則とする。
- ・ 一時的な立て替えであっても、公金を流用しない。

敷地内禁煙

- ・ 令和2年4月1日より改正健康増進法の施行により、教育施設は完全に敷地内禁煙となりました。喫煙は敷地外となります。

不祥事は自分にも起こりうるものとして、真摯に受け止め、研修に努める。自分の後ろには、生徒や保護者、同僚や家族がいることを忘れず、気がかりなことは管理職・同僚に相談して一人で悩まないようにしましょう！